

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター  
広告出展事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例及び同管理規則に基づき、阪神・淡路大震災人と防災未来センター（以下「センター」という。）において実施する「阪神・淡路大震災人と防災未来センター広告出展事業」（以下「広告出展事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告出展事業は、屋外広告物条例等の関係法令を遵守しつつ、センターの管理行為の一環としてセンターを有効に活用することにより、新たな自主財源の確保と県民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告の出展基準等)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告出展事業の対象としない。

- (1) 法令等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 第三者を誹謗中傷するもの又は排斥するもの
- (4) 第三者の財産権、著作権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題についての主義、主張、その他意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (8) 色彩やデザインが施設的美観を損なうおそれのあるもの
- (9) その他広告として出展することが適当でないと県が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、出展することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定する風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (2) 貸金業に関するもの
- (3) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- (4) その他広告を出展する業種又は業者として適当でないと県が認めるもの

3 次の各号に掲げる者は、広告主としないことができる。なお、広告の出展期間中においてこれらに該当するに至った者も同様とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (3) 県税を滞納している者
- (4) その他公序良俗に反する行為を行う等、広告主としてふさわしくないと県が認める者

(広告の募集、広告料等)

第4条 センターの西館1階に区画を設けて一定期間継続して出展する広告を常設広告とし、常設広告に係る広告主又は広告取扱業者の募集方法、選定方法等は、指定管理者が別に定める。

2 広告料、広告の規格、区画、出展期間、作成方法その他の広告出展に関し必要な事項は、別に定める。

(事前審査)

第5条 指定管理者は、広告主又は広告取扱業者（以下「広告主等」という。）から広告出展の申込があった場合は、第4条の規定等により選定を行うとともに、広告物を安全に壁面等に固定する方法等の事前審査を行い、必要に応じて県と協議を行うものとする。

(広告物の設置費用等)

第6条 広告物の出展、撤去及び出展期間中の広告物の破損等に係る修繕等は広告主等が行うものとし、これに必要な経費は広告主等の負担とする。

(広告内容の変更)

第7条 広告主等は、広告の内容等を変更するときは、変更の2週間前までに指定管理者に協議を行うものとする。

(広告内容の修正)

第8条 県又は指定管理者は、広告の内容等が各種法令又は要綱等に違反している、若しくはおそれがある、又は誤りがあると判断としたときは、いつでも、広告主等に修正を求めることができる。

(広告出展の規制)

第9条 県又は指定管理者は、協議や施設運営に支障がある場合その他特に必要があると認めた場合においては、広告物を一時撤去し又は遮蔽することができる。この場合、広告主等が損害を受けることがあっても県及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(広告出展の取消し)

第10条 県又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告出展期間中であっても、広告主等への催告等を行わずに直ちに広告の出展を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定に反すると認めるとき
- (2) 第8条の規定による広告内容の修正が行われないうとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、適切でないと県又は指定管理者が判断したとき

(広告に関する責任)

第11条 広告主等は、出展する広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主等は、広告の出展により第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任と負担において解決しなければならない。

3 広告主等は、前条により広告出展を取り消された場合又は第4条第3項の規定により広告出展期間中において広告主としない決定をされた場合においては、県又は指定管理者に損害賠償を求めることはできないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。